陳 情 文 書 表

【平成26年12月定例会議】

受理年月日	受 理 番 号	提 出 者	付託委員会
平成 2 6 年 1 1 月 2 6 日	陳情第8号	徳島市幸町3丁目3-7 なくせじん肺全国キャラバン徳島 実行委員会 代表 山本 正美	文 教 厚 生常任委員会

(件名・要旨)

「じん肺・アスベスト被害根絶を求める」件について

【陳情の趣旨】

じん肺は、最古にして最大の職業病である。じん肺法が制定された1960(昭和35)年から54年、半世紀以上が経過した現在もなお、毎年新たに500名前後の労働者(退職者を含む)が療養に専念しなければならない最重症のじん肺と認定されている。厚生労働省の統計によれば、2013(平成25)年度においても、3,363人のじん肺有所見者が認定されており、新たに最重症じん肺患者と認定された人は334人に達している。

アスベスト粉じんによる被害も、造船、建設現場等を初めとする労働現場や環境問題として深刻な問題である。2013(平成25)年度における石綿関連疾患(肺がん、中皮腫、良性石綿胸水、びまん性胸膜肥厚、石綿肺)による労災認定者数は1,085人となっており、今や石綿関連疾患がじん肺を抜いて最大の職業病となっている。アスベストは、じん肺のほか、肺がんや中皮腫などの原因物質であり、職業病だけでなく家族や付近住民など広く一般国民にも被害が及ぶため、大きな社会問題となっている。アスベスト粉じん対策の徹底と被害者の早期救済が極めて重要な課題である。

私たちは、全国キャラバンを軸にした運動の積み重ねによって、大きな前進を勝ち取ってきた。じん肺訴訟においては、これまで70件以上に上る勝利判決、100件を超える和解解決を勝ち取ってきた。しかし、40件の判決や最高裁決定によって責任が断罪され続けている日鉄鉱業はいまだに解決に応じようとしておらず、三菱重工業や三井金属鉱業は、原告のじん肺罹患をも争うという不当な対応を続けている。また、ゼネコン各社は、トンネルじん肺救済法の成立に執拗に反対し続けている。首都圏建設アスベスト訴訟東京地裁判決は、アスベスト加害責任が断罪されているが、いまだに責任を争い、アスベスト被害者の救済や被害根絶に向けた抜本的改革に応じようとしていない。

2004年4月27日の筑豊じん肺訴訟最高裁判決は、国のじん肺責任を明確に認め、「行政は、労働者の生命・身体の危険を防止するために速やかに、適時、適切に規制権限を行使しなければならない」と指摘している。また、トンネル根絶訴訟

について、2006年7月から翌年3月にかけて出された東京地裁、熊本地裁、仙台地裁、徳島地裁、松山地裁の5件の判決も、厚生労働省が、トンネル工事において粉じん測定を義務づける省令を制定しないことは違法である等として国の責任を明確に認めている。

このような中、平成26年10月9日、大阪泉南アスベスト国賠訴訟(第1陣、 第2陣)は、最高裁判所において、国に規制権限の不行使の違法があったことを認 める判決が言い渡された。これまでの粘り強い運動とじん肺根絶の世論の高まりが このような結果を生み出したものと言える。

既に全国各地で46の都道府県議会、744の区市町村議会でじん肺根絶を求める意見書が採択されており、ピーク時には国会議員の賛同署名も610名に達するなど、じん肺根絶の世論は日々大きくなっている。ILO・WHOは、「2015年までにじん肺を著しく減らし、2030年までには根絶させるべきである。そのために各国政府はじん肺根絶計画を策定するべきである」と表明している。このような我が国内外の動きにも連帯しつつ、一日も早くじん肺、アスベスト被害を根絶するために今まで以上に強力に取り組んでいく必要がある。

よって、じん肺とアスベスト被害根絶の運動をさらに前進させるために、下記陳 情事項について、地方自治法第99条の規定による意見書を国に提出されるよう陳情 する。

【陳情事項】

- 公共工事によってじん肺を発生させないため、発注工事について、じん肺防止の監督を十分にし、発注者としてとるべきじん肺防止対策を尽くすこと。
 - (1) トンネル建設労働者の就労などを一元的に管理し、じん肺被災者の早期教 済を図る「トンネルじん肺基金」の創設を国及びゼネコンの責任において 創設すること。
 - (2) じん肺防止のために粉じん作業時間を縮減する目的で改正されたトンネル 建設に係る工事費積算基準の改正趣旨を受注者に指導徹底し、かつ、入札 においては8時間労働で積算されている場合においても、発注に対して工 事仕様書の特記事項に1日8時間労働を明記すること等によって、8時間 労働を実現すること。
- 2. アスベスト使用建物の解体、修理、廃棄物処理を初め、徹底したアスベスト粉 じん対策をとること、及び関係業界、業者に対する十分な監督、指導をするこ と。